

令和6年度 博多港物流トライアル推進事業 荷主・物流事業者向け【募集要項】

1. 調査の趣旨

① 博多港を利用した新たな物流モデルへのチャレンジを支援します！

アジアに近く、多様な輸送モードが集積する博多港では、荷主企業や物流事業者の皆様が、博多港を利用した新たなモデルを構築し、物流効率化(物流コストの削減、リードタイムの短縮、環境負荷の低減、輸送品質の向上など)に取り組むチャレンジを支援します。

② 博多港の利用事例をポートセールス活動に活用します！

博多港では、本事業により収集した博多港を利用した新たな物流モデルとその効果の具体事例を、今後のポートセールス活動に活用し、集荷拡大・利用促進を図っていきたくと考えています。

そこで、本事業では、ビジネスベースでの具体的な事例収集のため、「博多港物流トライアル推進事業」への協力企業を公募し、トライアル輸送の実施、データ収集、および従前ルートや競合ルートとの比較による効果検証を行います。

また、問題点や課題は、今後の博多港の施策に反映させ、博多港の更なる機能・サービス向上に結び付けていきます。

2. 協力企業募集

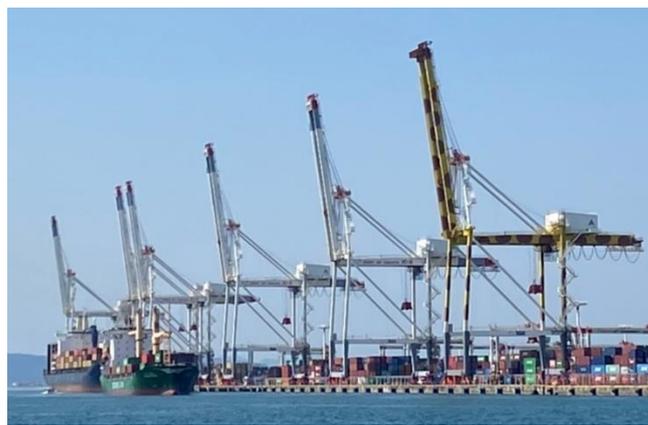
本事業では、このトライアル輸送の実施と、データ提供・効果検証等の協力に対し、輸送に係る費用の支援を行います。

【支援内容】 1事業あたり最大100万円
(国内海上貨物/コンテナラウンドユースは最大50万円)

【募集事業数】 16事業(予定)



博多港を利用した新たな物流モデルの構築にチャレンジし、博多港の機能・サービス向上に共に取り組んでいただける事業者を募集します！



3. 重点事業について

以下のいずれかに該当するものは重点事業として積極的な実施を推進する対象事業となります。

<重点事業について>

- ア 輸出貨物に関する事業(農林水産物・食品、越境EC等)
- イ Sea&Rail, Sea&Sea, Sea&Airに関する事業
- ウ タイ・ベトナム発着貨物に関する事業
- エ 物流の複線化(緊急輸送ルートの確保等)に関する事業
- オ コンテナラウンドユースに関する事業
- カ 日本海側フィーダー航路利用に関する事業

4. 国際海上貨物事業の支援内容

4-1 対象となる事業

以下の①～④の要件をすべて満たす事業が対象となります。

① 博多港を利用した新たな物流ルートであること

- 「博多港を利用した新たな物流ルートへの変更(博多港へのシフト等)」や「博多港を利用して新規に輸出入を行うケース(他港利用時との比較が必要)」が対象となります。

② 博多港の定期航路(コンテナ、RORO)等の利用貨物であること

- コンテナ以外の荷姿の貨物も対象としています。
※博多港の定期航路については、博多港HPに掲載しております。

③ 博多港の利用により物流面の改善(コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP対応等)が見込まれること

- 博多港の利用により、物流面の改善効果につながる取り組みを支援します。
<物流面の改善効果の例>
 - ア 既存ルート変更によるコスト・リードタイム削減などの物流効率化
 - イ Sea&Rail, Sea&Sea, Sea&Airによる物流効率化
 - ウ 生産拠点移管や物流拠点分散化(博多港シフト)による物流効率化
 - エ 生産拠点移管や物流拠点分散化(博多港シフト)による事業継続性の確保(事業継続計画(BCP)の実施)
 - オ その他、博多港利用により、物流面の改善効果等の発現が見込まれる事業

④ 博多港の本格利用後のコンテナ取扱量が、年間25TEU以上見込まれること

- トライアル・ルートを継続して利用いただいた場合に年間取扱量が原則として25TEU以上(※)見込まれることが条件となります。
- また、コンテナ以外の荷姿の貨物の見込み貨物量についても25TEUに相当する貨物量以上が見込まれることが条件となります。例えば、13mトレーラー1台は40ftコンテナ1本相当(2TEU)とみなします。
コンテナ以外の貨物で申請される場合は、事前に事務局にご連絡ください。貨物量について個別に確認させていただきます。
- ※ ただし、重点事業のいずれかに該当する事業については、トライアル・ルートを継続して利用いただいた場合の年間取扱量の見込みが25TEUに満たない場合も申請を可能とします。

4-2 支援内容

<トライアル輸送に係る費用:1事業あたり最大100万円まで>

- 事業1件につき、最大100万円(税込)まで支援します。
- 支援対象となるトライアル輸送は、令和6年9月から令和7年1月末までの間に行う輸送で、1事業あたり3回までとします。
ただし、重点事業については1事業あたり10回までとします。

【対象費用】 トライアル輸送における当該貨物の輸出入に係る費用

- トライアル輸送の実施に必要な不可欠と判断できる費用が対象となります。

〔 国内輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、荷役費用、海上運賃、保管費用等 〕

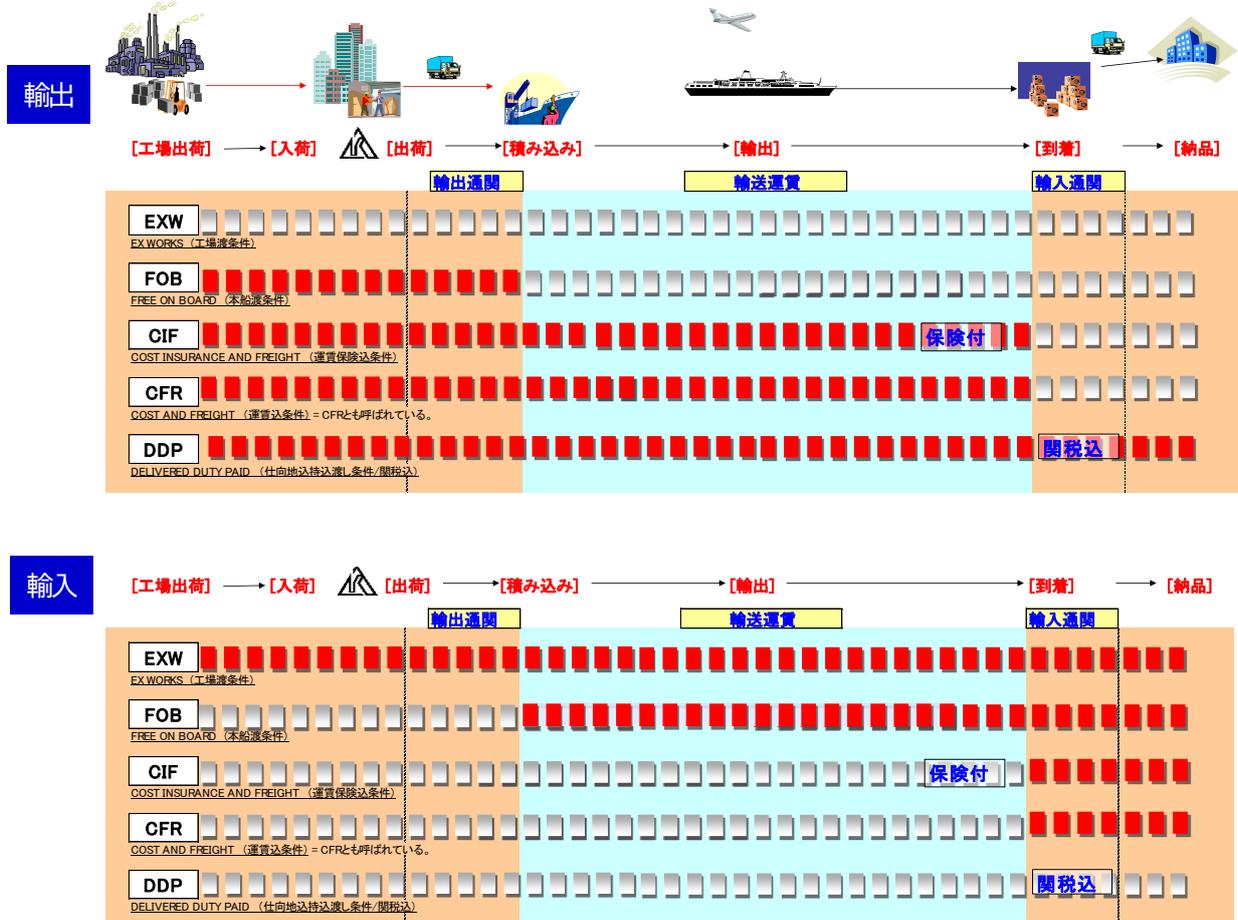
※ 輸出入費用として、経費対象に疑義が生じる場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。

※ 経費の精算にあたっては、輸送の実績及びその費用が確認できる根拠資料等(BL、インボイス、各種請求書等の写し)を提出していただきます。

【貿易条件による支援対象となる費用の範囲】

下図は貿易条件による責任分岐点を図示したものです。赤い部分が日本側の輸出者／輸入者の手配・負担となります。支援対象は、当該事業者が実際に支払った輸送費が対象となるため、**基本的には赤い部分がトライアル事業の支援対象**となります。(注:関税は対象外です。)

なお、白い部分は海外の取引先の負担となりますが、当該事業者が間接的に支払っていることが確認できる場合(インボイス等で海上運賃等が確認できる等)は、一部支援対象となるケースもあります。



5. 国内海上貨物事業・コンテナラウンドユース事業の支援内容

5-1 対象となる事業

以下の①～④要件をすべて満たす事業が対象となります。

① 博多港を利用した新たな物流ルートであること

- 「博多港を新たに利用した物流ルートへの変更(博多港へのシフト等)」や「博多港を利用して新規に国内輸送を行うケース(他の輸送モードや他港利用との比較が必要)」が対象となります。
- トラック輸送や鉄道輸送から博多港の国内定期航路を利用した海上輸送(内航)へのシフト、他港の航路から博多港の航路へのシフトなどが対象となります。
- 博多港での輸出入に使用するコンテナについて、コンテナラウンドユースを実施し、環境負荷低減を目指した新たな物流ルートが対象となります。

② 博多港の定期航路(コンテナ、RORO)等の利用貨物であること

※博多港の定期航路については、博多港HPに掲載しております。

③ 博多港の利用により物流面の改善(コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP対応等)が見込まれること

- 博多港利用により、物流面の改善につながる取り組みを支援します。
 <物流面の改善例>
 - ア. 既存ルート変更によるコスト・リードタイム削減などの物流効率化
 - イ. モーダルシフトによる環境負荷低減や物流効率化
 - ウ. 博多港発着の内航利用によるリダンダンシー、事業継続性の確保(BCP)の実施
 - エ. その他、博多港利用により、物流面の改善効果等の発現が見込まれる事業

④ 博多港の本格利用後のコンテナ取扱量が、年間 25TEU 以上見込まれること

- トライアル・ルートを継続して利用いただいた場合に年間取扱量が原則として 25TEU 以上(※)見込まれることが条件となります。
 - また、コンテナ以外の荷姿の貨物の見込み貨物量についても 25TEU に相当する貨物量以上が見込まれることが条件となります。例えば、13m トレーラー1 台は 40ft コンテナ 1 本相当(2TEU)とみなします。
コンテナ以外の貨物で申請される場合は、事前に事務局にご連絡ください。貨物量について個別に確認させていただきます。
- ※ ただし、重点事業のいずれかに該当する事業については、トライアル・ルートを継続して利用いただいた場合の年間取扱量の見込みが 25TEU に満たない場合も申請を可能とします。

5-2 支援内容

<トライアル輸送に係る費用:1事業あたり最大 50 万円まで>

- 事業 1 件につき、最大 50 万円(税込)まで支援します。
 ※なお、国内海上貨物事業・コンテナラウンドユース事業については原則最大 50 万円ですが、予算執行状況により、支援額を1事業あたり最大 100 万円の範囲内で増額する場合があります。
- 支援対象となるトライアル輸送は、令和 6 年9月から令和 7 年1月末までの間に行う輸送で、1 事業あたり 3 回までとします。

ただし、重点事業については1事業あたり10回までとします。

【対象費用】 トライアル輸送における当該貨物の輸出入に係る費用

- トライアル輸送の実施に必要な不可欠と判断できる費用が対象となります。
 (海上運賃、荷役費用、陸送費(集荷、配送等)等)

※費用として、経費対象に疑義が生じる場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。

※経費の精算にあたっては、輸送の実績及びその費用が確認できる根拠資料(各種請求書等の写し)を提出していただきます。

6. 申請の要件

申請要件は以下のとおりです。

① 対象企業

- 対象となる企業は、「荷主」または「物流事業者」です。

② 国際海上貨物事業又は国内海上貨物事業・コンテナラウンドユース事業の対象要件をすべて満たしていること

- 各要件の詳細は「4-1 対象となる事業」「5-1 対象となる事業」をご参照ください。

② トライアル期間内に実施するトライアル輸送(計画)であること

- トライアル期間: 令和6年9月(事業決定以降)～令和7年1月末まで
- 実施にあたっての調整事項や懸案事項については申請書に記載してください。

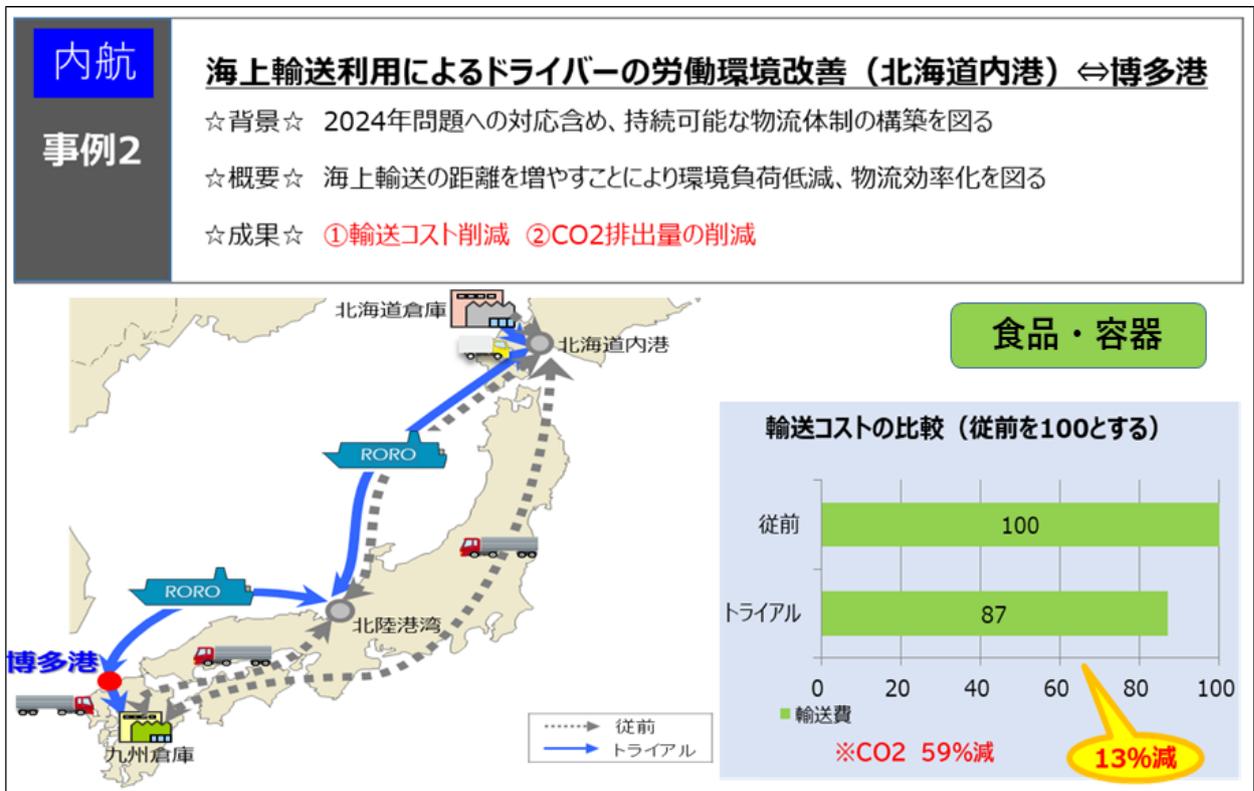
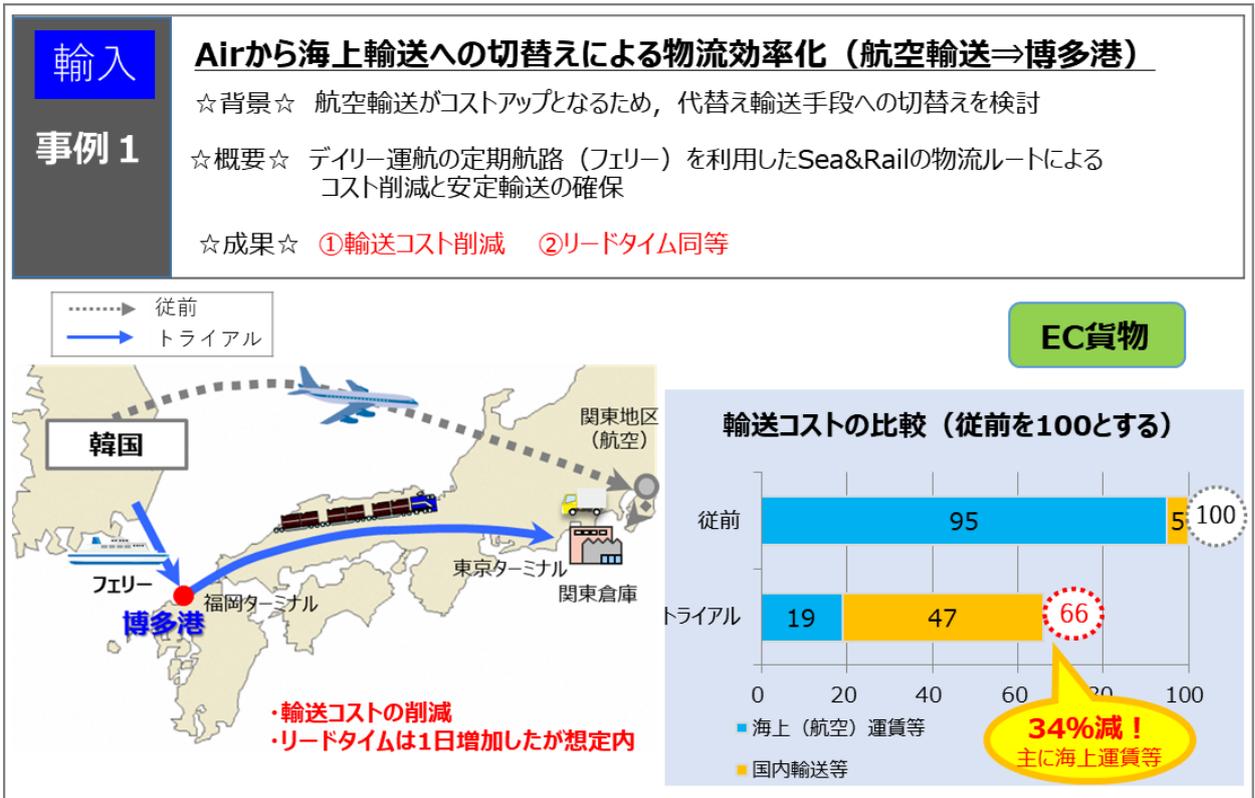
④ トライアル輸送の効果検証への協力、結果活用への同意

- 本事業の趣旨の一つは、博多港利用促進の営業ツール作成のための具体的な事例収集であることから、以下の協力をお願いいたします。
 - ア 事業者が持つトライアル輸送関連情報(コスト、リードタイム、輸送実績等)の提供(事前・事後)
 - イ トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力(事前・事後)
 - ウ トライアル輸送の結果を博多港のポートセールス活動で活用(博多港利用事例として、PR資料に掲載など)することへの同意

<留意事項>

- ※ 本事業で収集された情報は、本事業の趣旨以外の目的では使用いたしません。
- ※ ポートセールス活動に活用するトライアル輸送の結果につきましては、次ページを参考にしてください。次ページの内容程度は、博多港利用の事例として活用(公表)させていただきます。それ以外の情報についての公開・非公開の範囲は、別途協議の上、決定させていただきます。
- ※ 物流事業者が申請する場合は、トライアル輸送の効果検証や結果の活用について、事前に当該荷主の了解を得てください。荷主にも本事業に関するヒアリングを実施します。
- ※ 事業の実施に当たっては、公序良俗に反しないことが条件であり、申請内容において明らかに不適切な内容があった場合は、その申請は除外して選定を行うとともに、トライアル輸送の実施前後、実施中に申請・実施内容に不正等が判明した場合には、対象事業としての認定を取消します。また、支援経費支払い後に不正が確認された場合には、支援経費の返還を求めます。

(参考)本事業を活用して物流改善に成功した事例



7. 対象事業の選定の考え方

まずは申請要件をすべて満たす事業であるか審査します。その後、以下の項目を踏まえて申請のあった事業について各々評価を行い、評価が高い事業から採用します。

評価基準

○本事業の成果を今後の博多港のサービス・機能向上の多面的な推進に活用していくため、下記の項目について評価し、実施事業数のバランスを考慮のうえ、対象事業を決定します。

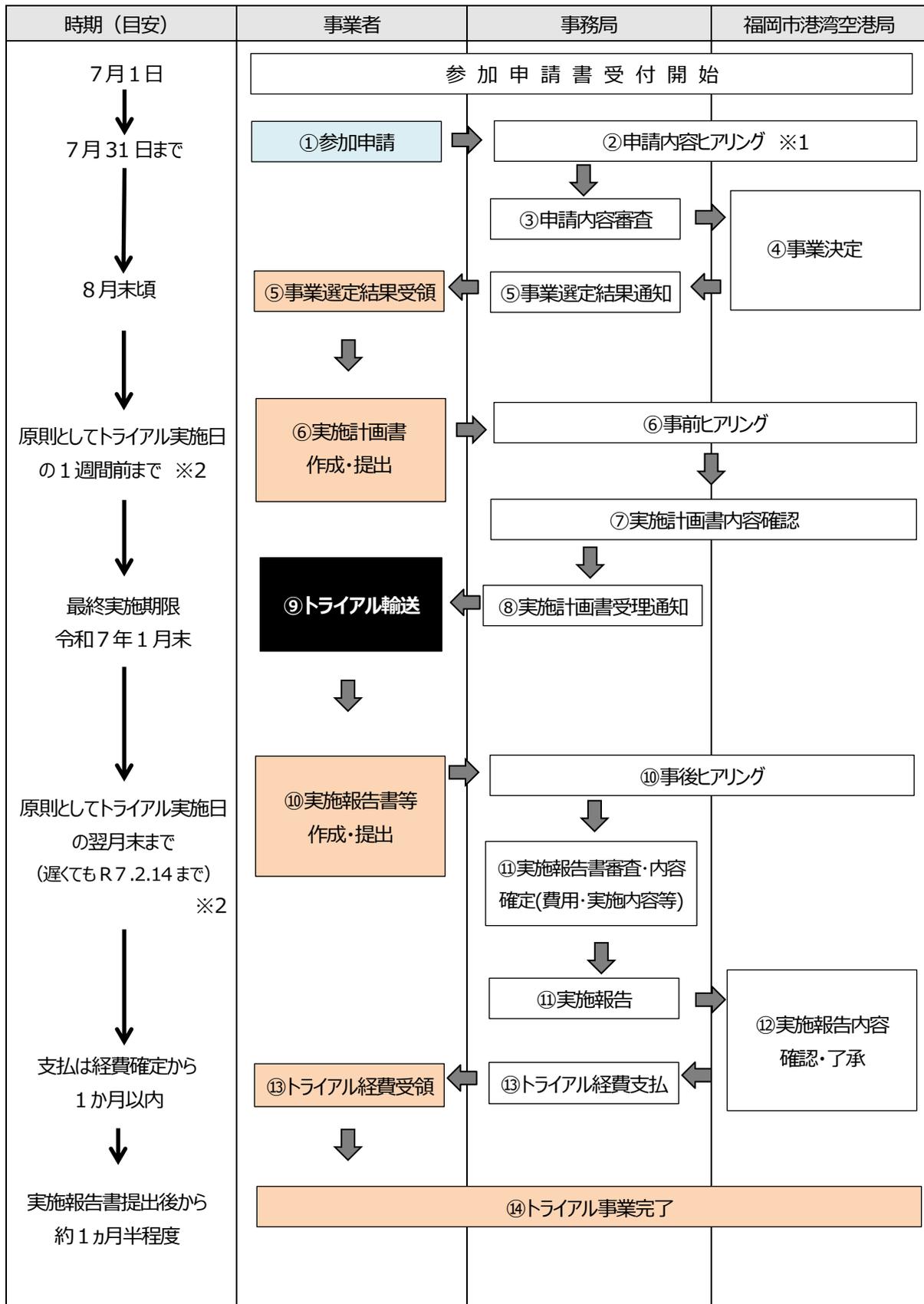
項目	内容
多様な物流モデルの選定	物流効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ リードタイム短縮、物流コスト削減など ・ 物流拠点及び生産拠点の移管／分散化による物流機能の向上、事業継続性の確保(BCP)など
	環境負荷低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ モーダルシフト、コンテナラウンドユースなど
	今年度の重点事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.重点事業について(P2)を参照
取扱量	<ul style="list-style-type: none"> ・ トライアル・ルート継続利用時の、博多港での取扱量(計画、見込)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ トライアル輸送後の博多港利用の継続性、将来的な貨物量の伸びなど
輸送実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間内(令和7年1月末まで)のトライアル輸送実施の確実性(申請時点で、トライアル輸送を実施できることが確定している場合は、優位に評価します)

<留意事項>

※ 申請内容ヒアリングについては、物流事業者が申請された場合は、当該トライアル輸送に関する荷主にもヒアリングを実施する場合がありますので、ご了承ください。

※ 事業選定に係る情報は非公開とします。審査結果に係るお問合せ等については回答できませんので、予めご了承ください。

8. 事業の流れ(フロー図)



※1 申請内容ヒアリングは、申請書受理後に実施しますので、7月31日以前に実施することがあります。

※2 実施計画書、実施報告書の提出が期限に間に合わない場合は、必ず事務局にお知らせください

9. 事業の流れ(詳細)

本事業に関しては、下記のとおりで実施します。(フローは「8. 事業の流れ(フロー図)」のとおり)

① 参加申請 / ② 申請内容ヒアリング / ③ 申請内容審査

参加申請書の受付期間は令和6年7月1日～7月31日となっております。

～ 7月31日(水)	博多港物流トライアル推進事業 参加申請書 提出期限
～ 8月中旬頃	申請内容ヒアリング・申請内容審査・取りまとめ
8月末頃	実施事業決定(予定/応募状況により前後します)

④ 事業決定 / ⑤ 事業選定結果通知

福岡市港湾空港局で対象事業を決定後、申請者全員に対し、事務局より選定結果の通知を行います。(書面による通知)

⑥ 実施計画書の作成・提出 (⑥ 事前ヒアリング) / ⑦ 実施計画書の内容確認

採用された事業者には、トライアル輸送実施に先立ち、申請書の内容(トライアル輸送の提案内容)をベース※に、実施計画書(トライアル輸送の具体的な内容、実施スケジュール、比較ルート・データ等)を作成していただきます。

実施計画書の作成にあたっては、必要に応じて実施内容に関する事前ヒアリングを実施し、トライアル輸送の内容確認や協議を行い、実施計画書の内容を精査します。

※ 申請書の記載内容を基に評価・決定しますので、**申請時に提案された内容を実施することを基本とします。**

※ 「比較ルート・データ」について

トライアル輸送の効果検証のため、比較ルート(トライアル輸送と比較するルート)の輸出入・移出入実績・輸送データ(具体的なルート、コスト、リードタイム等)を提出していただきます。

なお、**比較ルートについては、他港を利用していた根拠資料(各種請求書、外貨については直近のB/Lの写し等)を確認させていただきます。**

また、**新規貨物の場合には、比較検討を行った他港利用ルートの輸送データ(想定・見積書等)を確認させていただきます。**

【内航の輸送コストの記載について】

トライアル輸送と比較するルートのコストを同じ条件で比較できるように、**ドア・ツー・ドアの一貫輸送の運賃についても、当該運賃の内訳(費目)を確認させていただきます。**

⑧ 実施計画書受理通知 / ⑨ トライアル輸送の実施

「⑦実施計画書の内容確認」終了後、事務局より実施計画受理通知を受け取ってからトライアル輸送を実施してください。

実施期間:令和6年9月(事業決定以降)～令和7年1月31日 まで

⑩ 実施報告書等(輸送内容・輸送経費の報告)の作成・提出 (⑩ 事後ヒアリング)

トライアル輸送実施後、実施報告書(実施結果:輸送ルート、リードタイム、コスト等)を実施後翌月末までに提出していただきます。

なお、実施期限間際(令和7年1月頃)にトライアル輸送を実施した場合などは、遅くとも2月14日(金)までに実施報告書を提出していただきます。

また、実施結果に関する事後ヒアリングを実施し、実施報告書の内容確認、精査を行います。

⑪ 報告書の審査・内容確定 / ⑫ 報告内容確認・了承

事務局で実施報告書の内容を確認・審査し、福岡市港湾空港局の内容確認・了承を受けて、トライアル経費額を決定します。

⑬ トライアル経費の支払

事務局からのトライアル経費の支払いは、支払額確定から約1ヵ月後の見込みです。

なお、実施計画書は、トライアル実施日の1週間前まで、実施報告書はトライアル実施日の翌月末までに

提出いただくことになっております。提出期限を過ぎた場合、もしくは実施計画書の提出がないままトライアル輸送を実施された場合、トライアル経費の支払いができない場合がありますので、提出期限の厳守をお願いします。期限内の提出が難しい場合は、予め事務局にご連絡ください。

また、事務局より「⑧実施計画書受理通知」を受ける前にトライアル輸送を実施された場合も、トライアル経費の支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

表 トライアル推進事業実施スケジュール(目安)

工 程	6月	7月	8月	9月	10月~1月	2月	3月
①参加申請		●-----●	7/31まで				
②申請内容ヒアリング			●-----●				
③申請内容審査			●-----●				
④⑤事業決定、結果通知				★ 8月末ごろ			
⑥実施計画書作成 ・事前ヒアリング・提出				●-----●			
⑦実施計画書内容確認				●-----●			
⑧実施計画書受理通知				●-----●			
⑨トライアル輸送実施				●-----●●	1月末まで	
⑩実施報告書作成 ・事後ヒアリング・提出					●-----●	2/14まで	
⑪実施報告書審査 ・内容確定・実施報告					●-----●		●
⑫実施報告内容 確認・了承					●-----●		●
⑬トライアル経費支払					●-----●		3/21まで

10. 参加申込のための提出書類について

参加申込にあたっては、参加申請書を提出してください。
提出書類の様式は博多港ホームページ

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kowan/shinko/hakata-port/trial.html>)

からダウンロードできます。

- 博多港物流トライアル推進事業 参加申請書 A(国際海上貨物・荷主企業用) (様式第1号の1)
- 博多港物流トライアル推進事業 参加申請書 A(国際海上貨物・物流事業者用) (様式第1号の2)
- 博多港物流トライアル推進事業 参加申請書 B(国内海上貨物/コンテナラウンドユース事業・荷主企業用) (様式第1号の3)
- 博多港物流トライアル推進事業 参加申請書 B(国内海上貨物/コンテナラウンドユース事業・物流事業者用) (様式第1号の4)

11. 申請書等の提出方法・問い合わせ先

以下のいずれかの方法で提出してください。【7月31日(水)必着】

- 郵送
- E-mail

※ E-mail の場合には、必要書類を PDF 文書に変換し、メールに添付してください。

※ 様式の電子ファイルが必要な方は、下記、提出先にメールでお問い合わせください。

【提出・問い合わせ先】

博多港物流トライアル推進事業事務局

[株式会社 地域開発研究所(担当:研究部 角(カド))]

〒 110-0015 東京都台東区東上野 2-7-6 東上野 T・I ビル

TEL:03-3831-2917 E-mail:hakata-trial@rdco.co.jp

【トライアル推進事業実施主体】

福岡市港湾空港局港湾振興部 物流推進課(担当:土井、椎木)

福岡市博多区沖浜町 12-1 博多港センタービル 5F TEL:092-282-7125

【トライアル推進事業委託先(博多港物流トライアル推進事業事務局)】

株式会社 地域開発研究所(担当:研究部 角(カド))